

熊本市下水道施設臭気濃度分析業務委託仕様書

1 業務名

熊本市下水道施設臭気濃度分析業務委託

2 業務内容

悪臭防止法に基づく規制基準の遵守状況を確認するため、熊本市が所管する浄化センターの敷地境界における臭気濃度分析を行うもの。

3 履行場所

熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号外4箇所

4 履行期間

契約締結日から令和5年(2023年)9月29日まで

5 試料採取場所及び検体数

試料採取は次表に示す施設の敷地境界にて実施し、1地点につき1検体ずつ採取する。なお、採取時の気温、風向、風速等についても測定する。

施設名称(所在地)	検体数
中部浄化センター (熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号)	6検体
東部浄化センター (熊本市東区秋津町秋田536番地)	8検体
南部浄化センター (熊本市南区元三町四丁目1番1号)	7検体
西部浄化センター (熊本市西区沖新町4944番地3)	5検体
城南町浄化センター (熊本市南区城南町島田438番地)	4検体
合計	30検体

※採取地点の詳細は別紙参照

6 試料採取日時

受託者は、試料採取の実施に先立ち、試料採取日時等について委託者と協議を行うこと。試料採取は晴天時又は曇天時に実施する。

7 分析対象物質

次の①～⑧に示す悪臭物質のうち、中部浄化センター、西部浄化センター及び城南町浄化センターについては①～⑥の6物質、東部浄化センター及び南部浄化センターについては①～⑧の8物質を分析対象とする。

- | | | |
|-----------|------------|---------|
| ①アンモニア | ②メチルメルカプタン | ③硫化水素 |
| ④硫化メチル | ⑤二硫化メチル | ⑥ノルマル酪酸 |
| ⑦トリメチルアミン | ⑧プロピオン酸 | |

8 分析方法

悪臭防止法、その他関係法令等に基づく方法により分析する。

9 成果品

受託者は、臭気濃度分析が完了した後、速やかに次の成果品を提出すること。

- (1) 業務写真 1部 (試料採取前、採取中の工程写真(地点ごとに1部))
- (2) 濃度計量証明書 3部 (全施設一括を2部、施設ごとに1部)

10 提出書類

受託者は次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 業務着手日までに提出する書類
 - ・着手届 1部
 - ・現場責任者届 1部
- (2) 業務完了日に提出する書類
 - ・完了届 1部

11 業務の主体部分

業務委託契約書第5条第1項における業務の主体部分は、臭気濃度分析及び濃度計量証明書発行とする。

12 その他

この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。